

生物多様性条約COP10 カルタヘナ議定書MOP5



Life in Harmony,
into the Future

2010年10月11-15日 MOP5(カルタヘナ議定書第5回締約国会議)
10月18-29日 COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)

外務省

生物多様性

現在及び将来の世代にわたって、「自然との共生」を実現させるため、世界中の人々がCOP10で新たな行動に合意する。

- わが国は、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、2010年10月18日～29日 於 愛知県名古屋市）をホストし、議長国として締約国間の合意形成を主導。
 - (1) 生物の多様性の保全と持続可能な利用のための2010年以降の各国共通目標の設定
 - (2) 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）のための国際的枠組みの構築
- このため、わが国として以下を積極的に取り組んでいるところ。
 - (1) 「自然との共生」の目標設定、ABSの国際的枠組に係る合意形成を主導
 - ABS交渉会合への資金拠出、各国との意見調整
 - (2) 目標達成、合意実施に向けた途上国支援の推進
 - “SATOYAMAイニシアティブ”等
 - (3) 国内外の関係者に対して理解促進、行動を喚起（「生物多様性の10年」）

目次

1 概要	1
(1) COP10/MOP5		
(2) 生物多様性とは		
(3) COP10 主要論点		
2 ポスト2010年目標	6
(1) 新戦略計画		
(2) 支援策		
(3) その他		
3 遺伝資源の取得と利益配分 (ABS)	14
4 カルタヘナ議定書「責任と救済」	15
5 我が国の対応	17
(1) 働きかけ		
(2) 国際的な動向		

生物多様性条約COP10・ カルタヘナ議定書MOP5

COP10=10th Conference of the Parties of the Convention
MOP5= 5th Meeting of the Parties to the Cartagena Protocol on Biosafety

開催期間 2010年10月11～29日
会議開催地 愛知県名古屋市

締約国(192か国+EU)等,
国際機関, NGO, 民間企業,
学識者/研究者など
約8,000名



会場所在地案内図
(愛知名古屋COP10支援実行委員会)



COP10・MOP5会場:名古屋市国際会議場



名古屋市



COP10/MOP5の概要

2010 10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29
MOP5 (10/11-15)					エクスカーシオン(愛知県内外の自然・文化・技術を体感)										エクスカーシオン			
							COP10 (10/18-29)											
																COP10ハイレベル・セグメント(10/27-29)		
関連イベント (MOP5/COP10開催期間中)																		

サイドイベント(政府、自治体、国際機関、NGOなどによる展示・プレゼンテーション)(10月11-29日)

会場:MOP5/COP10
会場内
(名古屋市国際会議場)

・生物多様性交流フェア
(ブース展示・ステージ・フォーラム)(10月11-29日)

会場:MOP5/COP10会場周辺

COP10 関連イベント

- ・「生物多様性国際自治体会議」(10月24-26日)
- ・「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」(8月23-27日)
- ・ビジネス、ドナー等による会合

・閣僚級出席者ステートメント

・パネルディスカッション
(10月28日午前)
参加: 自治体政府・NGO・企業・ユース会議・ドナー機関・国連機関ほかの代表

報告



生物多様性とは

1. 人間の生存、生活は「生物の恵み」に依存している。

① 生きものがうみだす大気と水

② 暮らしの基礎

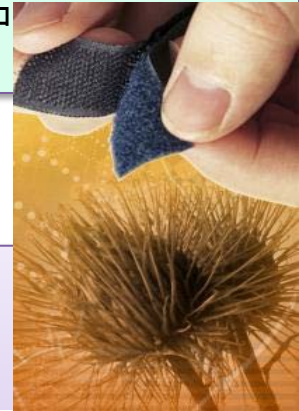
③ 生きものと文化の多様性
自然と共生してきた智慧と伝統、地域性豊かな風土 等

④ 自然に守られる私たちの暮らし
森林による山地災害の被害の軽減 等

具体例

ー酸素は植物の光合成により大気に放出、微生物の活動による豊かな栄養、森林が清浄な水を提供

<食べもの>
ーミツバチの働きにより、野菜、果物が収穫可能。
ーウナギ・マグロは完全養殖は難しく、自然に依存
<遺伝資源>
ー柳の樹皮 → 鎮痛剤アスピリン
中華料理の八角(トウシキミ) → タミフル
<バイオミクリー(生物模倣)>
ーカワセミのくちばし → 空気抵抗の少ない新幹線
ー蓮の葉の表面 → 汚れのつきにくい塗料
ー野生ゴボウの実 → ベルクロ



2. 生物多様性条約では、生物多様性を3つの多様性と定義している。

- ・生態系の多様性: 様々な自然環境があること
(干潟、サンゴ礁、森林、草原 など)
- ・種の多様性: さまざまな種類の生物が存在すること
(地球上の推定生物種 500万~3000万種)
- ・種内(遺伝子)の多様性: 同じ種の中でも、個体ごとに違いがあること
(例)ゲンジボタルの発光周期
中部山岳地帯より西側: 発光の周期は2秒、東側: 発光の周期は4秒





生物多様性の重要性とは

1. 「生物の恵み」が得られるのは、生物多様性が保たれているから

(1) 食物連鎖などの関係で相互に依存する様々な種や個体が、全体の働きを支えている。

→ 一部の種や個体群が消滅すれば、それを取り巻く生態系全体が崩れる。

(2) 医薬品に利用できる生物、微生物の価値は未だ解明されていない。

→ 多様な種が維持されれば、それらの有用な価値が将来享受できる。

→ 益虫のクモも、害虫ほか多くの虫を食べることで生存

→ 生物、微生物の潜在的利用価値の発見に多大な研究投資

2. なぜ、「今」生物多様性を保全すべきなのか？

40億年の生命の歴史の中で、前例のないスピードで「今」、多様性の破壊が進行しているから。

[臨界点(Tipping Point)を超えて種の消滅、生態系の破壊が進行すれば、回復が不可能。]

→ 現在の絶滅期では、年間4万種が絶滅(それ以前は1,000年で1種が絶滅)

→ 一年間で世界の1,290万haの森林面積が消失(日本の面積は約3,778万ha)

(1) 「生物の恵み」を失ったら、生活の質の低下、生存を危うくするおそれ。

(2) 将来世代から「生物の恵み」享受の機会を奪うおそれ。



生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)/ カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)主要論点

(1) ポスト2010年目標(新・戦略計画):

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた2010年以降の各国共通の行動計画

目指すべき成果: ポスト2010年目標(新・戦略計画)の採択

現行目標(「生物多様性の損失の速度を2010年までに著しく減少させる」)の達成状況を評価した上で、急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、2010年以降の目標を設定するもの。

課題

各国の積極的な行動を促す目標を、具体的な行動計画として設定し得るか。特に、我が国の先進的な取組を海外に普及拡大するための仕組が設定できるか。

(2) ABS(Access and Benefit Sharing):

遺伝資源へのアクセス、その利用による利益の配分

目指すべき成果: ABSに係る国際レジームに合意

遺伝資源提供国(主として途上国)の遺伝資源を利用して利用者(主として先進国企業)が利益を上げる場合に、その利益の一部を提供国(途上国)に配分するためのレジームを国際的に合意するもの。

課題

途上国は、遺伝資源の不正利用を防止し利益配分を確実にするため、途上国の制度の遵守を、先進国内においても確保するよう求めているが、前提となるべき途上国の制度が不明確、不透明である中、先進国としてどこまで途上国の要求を実現させることができるか。

(3) カルタヘナ議定書<MOP5において検討>:

遺伝子組換え生物による損害に係る「責任と救済」の国際的なルール

目指すべき成果: 「責任と救済」に係る補足議定書に合意

国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて生物多様性に損害が発生した場合に、その損害への対応(責任の明確化と原状回復等の救済措置のあり方)に係るルールを国際的に合意するもの。

課題

途上国が安全性への懸念から強い規律を要求している中、我が国の望む現実的な規律とできるか。遺伝子組換え農産物の主要生産国(米、アルゼンチン、加)はカルタヘナ議定書未加入。

ポスト2010年目標(新・戦略計画) の策定と実施



・2010年目標:「生物多様性の損失の速度を著しく減少させる」
(2002年COP6決定)

具体的な達成手法が示されず。

生物多様性の
状態のイメージ

・GBO3 (*Global Biodiversity Outlook, 2010*)
「2010年目標は達成できず」

2010年目標
は失敗

ポスト2010年目標(新・戦略計画)の原案

- ・中長期目標(2050年):「自然との共生」
- 短期目標(2020年):「効果的かつ緊急な行動を実施する」

→ 20の個別目標ごとに具体的な
達成手法を提示 ←

改善

国家戦略に反映させ、計画
策定をする途上国に対して、
必要な支援を提供

国連生物多様性の10年:市民社会、国連諸機関も参加した一体的取組

2002年

2010年

2020年

2030年

2040年

2050年



ポスト2010年目標(新戦略計画)の原案

ビジョン(中長期目標(2050年))

自然と共生する社会を実現する

ミッション(短期目標(2020年))

案1 生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施する

案2 効果的かつ緊急な行動を実施することにより、2020年までに生物多様性の損失を止める
(途上国は、案2を採択するならば少なくとも100倍程度の資金の増大が必要と主張)

20の個別目標

戦略目標A: 生物多様性の損失の根本原因に対処する

- 目標1: 全ての人々が生物多様性の価値を認識する。
- 目標2: 生物多様性の価値を政府の計画に組み込む。
- 目標3: 生物多様性に有害な措置を廃止する。
- 目標4: 全ての関係者が計画を実施する。

戦略目標B: 生物多様性への直接的な圧力を減少させる

- 目標5: 森林を含む生息域の損失速度を減らす。
- 目標6: 過剰漁獲が終わる。水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7: 農業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8: 汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9: 外来種が制御され、根絶される。
- 目標10: 気候変動その他の悪影響を最小化する。

戦略目標C: 生物多様性の状況を改善する

- 目標11: 少なくとも陸域の[15%/20%]、海域の[X%]が保護地域を通じて保全される。
- 目標12: 絶滅危惧種の絶滅が防止される。
- 目標13: 遺伝子の多様性の損失が止まる。

戦略目標D: 生物多様性から得られる恩恵を強化する

- 目標14: 生態系が保全され、自然の恵みが享受される。
- 目標15: 生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16: 遺伝資源へのアクセスが促進され利益が配分される。

戦略目標E: 能力開発などを通じて条約の実施を強化する

- 目標17: 効果的で参加型の国家戦略を策定する。
- 目標18: 伝統的知識が尊重される。
- 目標19: 関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20: 人的・資金的能力が[10倍]に増大する。



我が国の取組と支援策

(主要ポイントの例示)

短期目標

中・長期目標

自然と共生する社会

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

目標の達成手法

保護区の管理能力の
向上(目標11)

生物多様性の実態把握
とベースラインの設定
(目標19)

SATOYAMAイニシアティブ
(目標14)

農林水産業における持
続的な利用の促進
(目標5-7)

遺伝資源の利用価値の
増進と利益配分の拡大
(目標16)

我が国の先進的取組

-国立公園管理における管理当局と地
域住民との連携

-モニタリング活動(「地球地図」、
1,000カ所での定点観測、河川水辺
の国勢調査)

-持続可能な利用を進める優良事例を
-各国間で情報共有

-農林水産物の認証・表示
-森林の整備・保全に関する計画
-水産資源及びそれに係る環境の
保全

-意識啓発活動(国内法遵守、契約締
結の促進)
-微生物の探索・利用に関する研究

途上国支援の具体例

-公園管理の手法・知見を専門家
派遣等により提供

-衛星画像を活用したデータや地
球地図情報を提供

-計画策定・実施の支援
-農林業の技術的指導
-住民への意識啓発

-持続的な利用のための手法、技
術を専門家派遣等により提供

-契約締結能力向上のための研修
-機材供与、技術移転



保護区の管理能力の向上

地域の多様な主体と連携協力した保護管理システム

課題

- ①地域社会との関連が薄く、違法伐採・密猟などが横行する、管理の行き届かない国立公園（ペーパーパーク）が存在。
- ②管理施設及び職員（レンジャー）の不足、土地取得の困難

保護区の拡大が進むも、管理が不十分。

解決の具体策

地域の住民、産業の理解と協力を得て、保護区内の自然を適切に維持・管理し、持続的に利用。

保護区を広範囲で指定し、適切な管理が可能。

我が国の支援

我が国の国内での公園管理の知見・手法を、専門家派遣等を通じて他国に提供する。

(1)我が国の手法

具体的には、保護区を国有地化することなく、住民の居住、農林水産業、観光業等の経済活動を認めた上で、一定の規則や関係者の協力により、保護区を保全、管理。

(2)提供の方法

JICAのプロジェクトとして、我が国の国立公園管理の経験を、人材派遣、技術供与、国内での実地研修の受入等により伝える。



公園の9割以上が私有地の伊勢志摩国立公園（環境省HPより）



SATOYAMAイニシアティブ

A国・B村

農業, 林業, 牧畜業, 漁業の営み
(持続可能な利用)

=

・独自の生態系の形成 (二次的自然環境の形成)

近年の変化

- ・急激な人口増加・減少
- ・都市化・産業化の進行
- ・気候変動

今日的課題

・従来の営みだけでは生態系の維持が困難

二次的自然環境の保全・再生のために新たな取組が求められる

- ① ・パートナーシップへの参加
- ・各地の状況、取組、情報提供

- ② ・他国, 他の村の優良取組に係る取組共有

- ④ ・各種支援ツールを活用した取組の報告

SATOYAMA イニシアティブ 国際パートナーシップ

○情報共有, 意見交換の会合を定期的に開催

○各国, 各村の状況, 優良取組に関する情報の分析・整理 (研究の推進)

○各種支援ツールとの連携に関する検討

〔各国政府機関、地方政府、国際機関、NGO等が参加〕

連 携

関連する
支援ツール

- 我が国の二国間ODA (JICA等)
- UNDPを通じたプロジェクト支援
- CEPF (クリティカル・エコシステム・パートナーシップ・ファンド)

③主な支援活動の例

- 生態系の診断, 実態把握に基づく適切な計画策定
- 各種の支援策 (農林水産業の技術的指導, 生物多様性や文化的価値についての住民への意識啓発等)

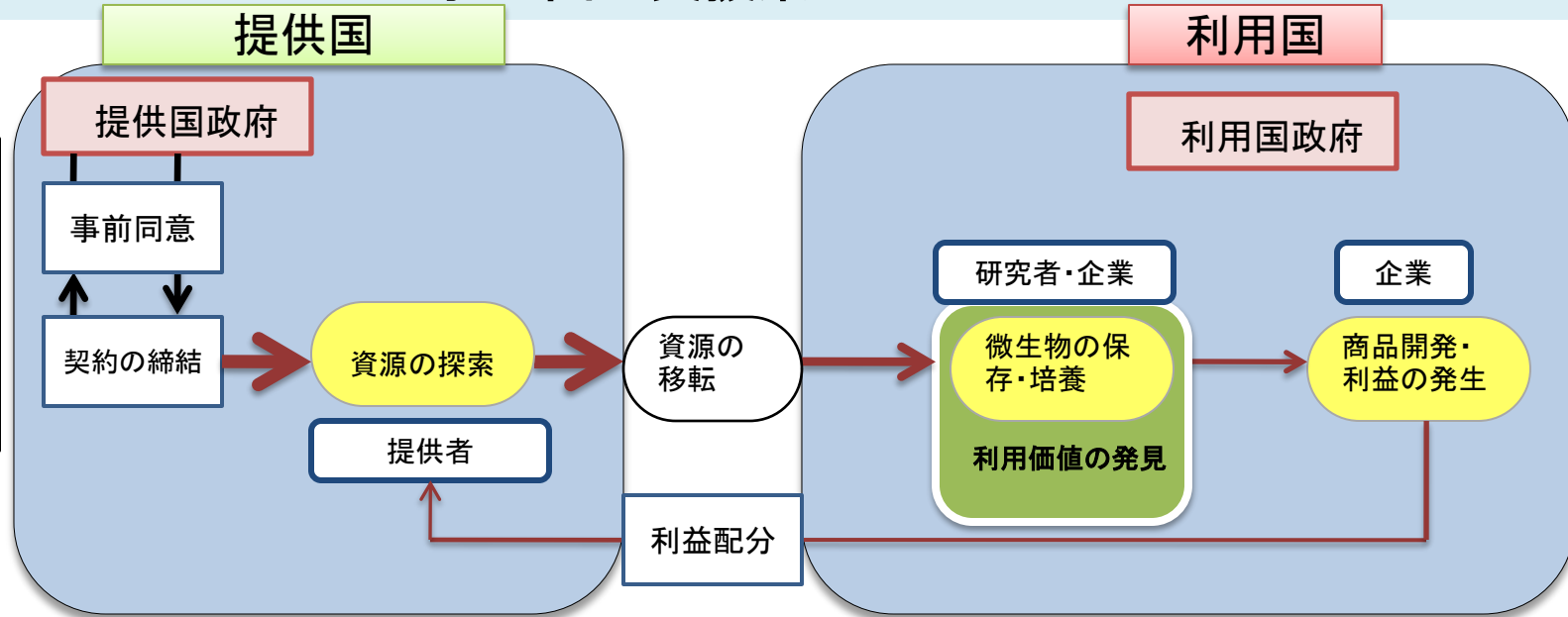




遺伝資源の利用と利益配分に係る 我が国の支援策

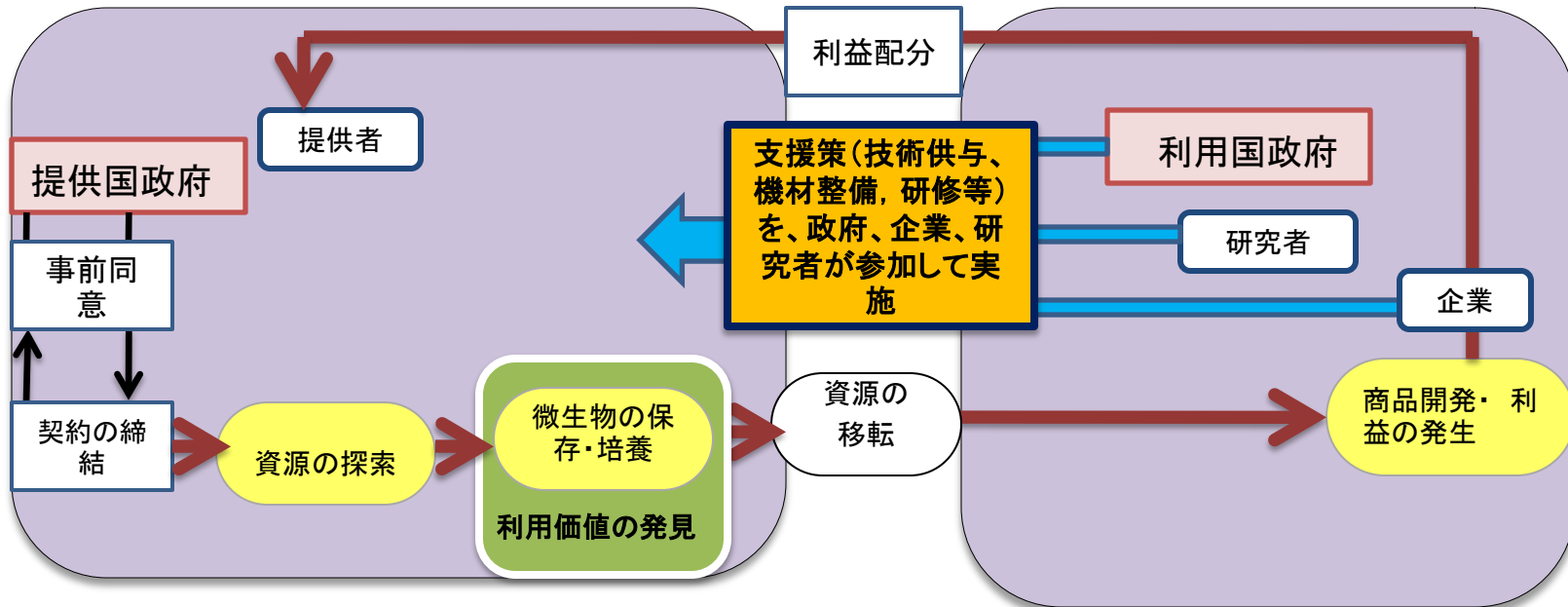
従前

微生物については、
・利用価値が未だ明らかでないものがほとんど
・提供国には価値を見出すための技術・機材が不足



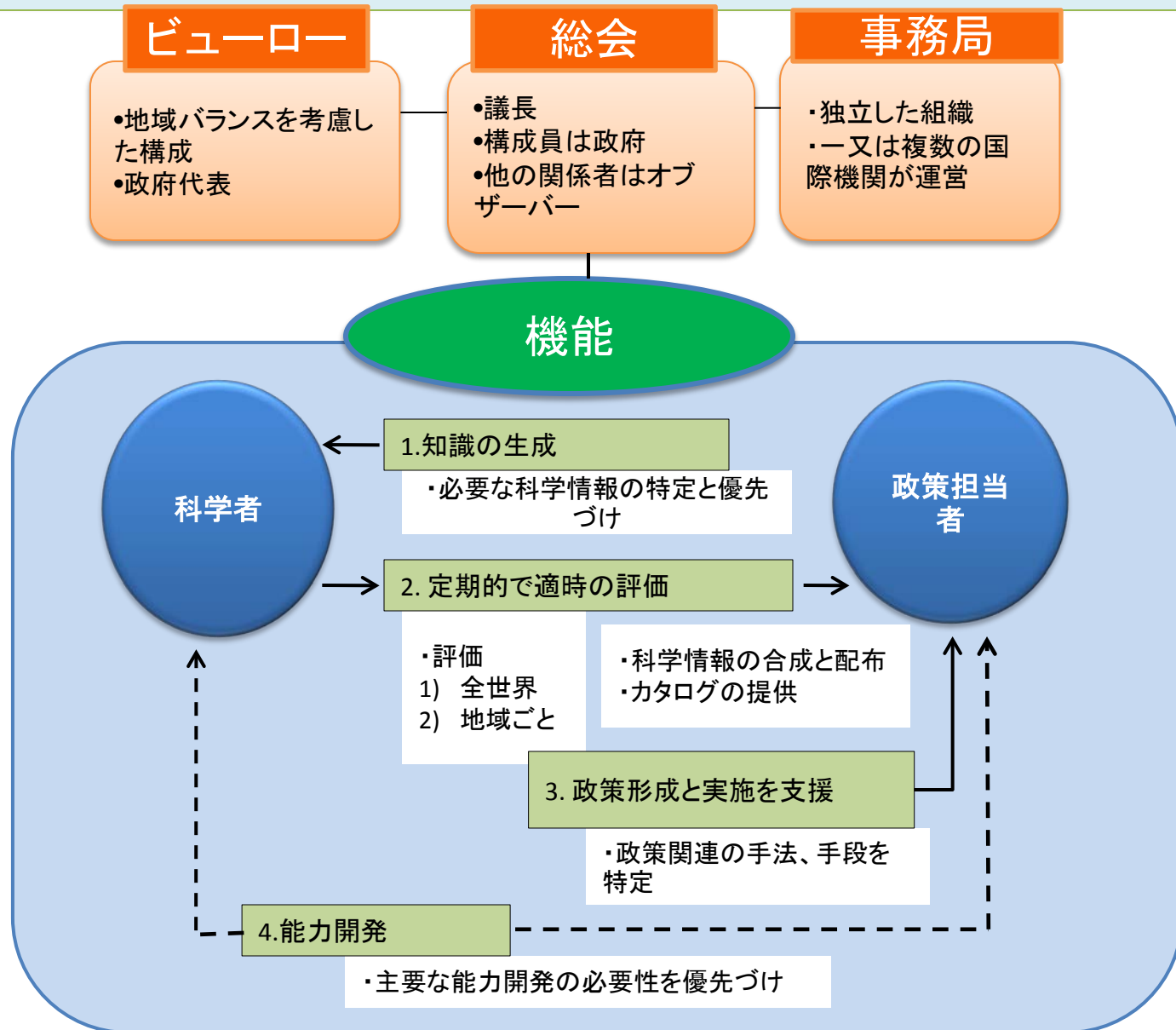
今後

①提供国の技術向上、機材整備等により、提供国自らの利用価値の発見を促す。
→遺伝資源の潜在的な利用価値の発掘
→一層の利用、利益配分が実現。
②契約の締結に係る研修等





IPBES(Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)の機能と組織





生態系と生物多様性の経済学

13

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

- 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。

- 生態系サービスの直接の受益者の多くは貧困層であり、生物多様性の損失と貧困は不可分に関連。
- 損失率4%(仮定)では、50年後(孫の世代)に引き継ぐサービスが1/7になり、倫理的問題。
- 森林の破壊による経済的損失が、2050年には年間220~500兆円に及ぶ可能性がある。



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

- 最終報告書が公表される予定。

経済が生物多様性施策において強力な道具であることや、生物多様性の価値が広く理解されることにより、政策が改善され得ることを証明する方針。

《成果物》

D0: 生態系と生物多様性の経済評価に関する理論(一部公表済)

D1: 国際的、中央政府レベルでの政策形成者向け報告(公表済)

D2: 地方政府向けの報告(9月公表予定)

D3: ビジネス向け報告(一部を除き公表済)

D4: 一般市民向け報告(公表時期未定)



ABS交渉の合意に向けた努力

1993年

生物多様性条約 発効

2002年

COP6(オランダ・ハーグ) ボン・ガイドライン(法的拘束力なし)の策定

ABS作業部会

2006年

COP8(ブラジル・クリチバ) 2010年までのABS作業の終結を決定

2008年

COP9(ドイツ・ボン) 国際枠組みの 構造を提示

2009年

4月: 第7回作業部会 - 国際枠組みの
11月: 第8回作業部会 - 国際枠組みの
(但し3,000以上の括弧付き)

テキスト作成開始
テキスト作成終了

テキスト交渉

3月: 第9回作業部会 - 議定書原案の提示
(31条の簡潔なテキスト)

改善

法的議論

2010年

7月: 同再開会合 - 議定書原案のテキスト交渉、いくつかの論点で意見収れん
(日本政府の全面的資金拠出)

9月: 同少人数追加会合 - 議定書原案のテキスト交渉、残る論点を集中的に討論
(日本政府からの資金拠出を表明)

2010年

COP10(10月・愛知県名古屋市) 議定書原案の議論、国際枠組みの検討完了



カルタヘナ議定書「責任と救済」について

15

生物多様性条約（1992.5採択、1993.5我が国締結、1993.12発効：事務局モントリオール）

【目的】生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

カルタヘナ議定書（2000.1採択、2003.9発効、2003.11我が国締結/事務局：モントリオール）

【内容】条約に基づき、遺伝子組換え生物の国境を越える移動に焦点を当て、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、安全な移送、取扱い及び利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。

【締約国】158カ国及びEU(2010年8月現在)。しかし、遺伝子組換え作物の主要生産国である米、アルゼンチン、加等は非締約国。

カルタヘナ議定書「責任と救済」に関する補足議定書（交渉中）

【内容】遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国が講ずるべき措置を規定する内容。

【背景及びスケジュール】2004年に交渉を開始。6年間の交渉を経てようやく議定書の形式となり、論点もかなり絞り込まれた。今後は、10月に開催される共同議長フレンズ会合（名古屋）において更なる交渉が行われ、同月のカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5、議長は農林水産大臣）での採択を目指す。



カルタヘナ議定書「責任と救済」について

遺伝子組換え生物(LMO: Living Modified Organisms)の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済のあり方について議論



主な交渉スタンス

ブラジル等 (LMO生産・輸出国)	我が国、EU (LMO輸入国かつ開発国/ 消費者の懸念)	アフリカ、マレーシア (LMO輸入国)
<ul style="list-style-type: none"> バイオ産業に影響がない仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠に基づく実効的な制度 	<ul style="list-style-type: none"> LMOの安全性に対する懸念 厳しいルールが必要

主要論点

- ・ LMOの「産品」を補足議定書の対象とするか
→ カルタヘナ議定書の対象外であり、アフリカ諸国等一部の途上国を除き対象とすることに反対。
- ・ 締約国が事業者に財政的保障を求めるか
→ 必要性を主張するアフリカ諸国に対し、ラテンアメリカ諸国がバイオ産業への影響を懸念し反対。



戦略計画の改訂

(1) 日本提案の提出(2010年1月6日)

- ➡ 事務局提案、現在の原案で用いられている構造(①中長期(2050年まで)、②短期(2020年まで)、③個別目標、④数値指標、⑤達成手法)を提示。
- ➡ 2009年12月に戦略計画の改訂に関するアジア地域ワークショップを開催、意見交換を促進。
- ➡ 中長期目標に盛り込まれる「自然との共生(living in harmony with nature)」は、我が国が提唱して各国からの幅広い支持を得ているもの。

(2) 国別報告書の作成支援

- ➡ CBD事務局に対する拠出金等を活用
GBO3(Global Biodiversity Outlook 3)の現状分析は、各国から提出される国別報告書が基礎になっているが、我が国の拠出等で地域ワークショップを開催するなど、途上国の報告書作成を支援。さらに、GBO3の作成・普及について我が国からの拠出により支援。

(3) 「生物多様性の10年」を提唱

- ➡ 生物多様性の保全に向けた緊急の取組を、市民社会、国連諸機関が一体として取り組むべく、「生物多様性の10年」の国連決議を提唱。



ABS交渉ほかでの合意形成

(1) 開催経費の負担

➡ 第9回作業部会の再開会合(7月10~16日、モンリオール)を開催するための必要経費を我が国が全面的に負担。また、同作業部会の追加会合(9月中旬予定、開催地未定)の必要経費を我が国が拠出する旨を表明。

(2) 二国間ほかでの意見交換

➡ 本年7月のG8のほか各種の首脳外相会議、外交訪問の際に合意形成に向けた協力を要請。これらに加えて、次ページのとおり各種の働きかけを実施。



ABS・ポスト2010年目標交渉等に係る 我が国の働きかけ

2010年7月
田島環境副大臣
 ・英国: スペルマン環境大臣
 ・ドイツ: エッサー環境省政務次官
 ・EU: ポトチュニック環境担当委員
 ・ベルギー: スコウヴリーグ環境大臣
 (EU次期議長)

2010年 7月
 荒木COP10担当大使
 ・中国: 政府関係者

荒木COP10担当大使
 ・カナダ: シュガート環境省次官 (2010年7月)
 ・米国: ガジー大統領府CEQ次長
 ジョーンズ海洋・国際環境・科学担当
 国務次官補 (2010年4月)

2010年6月
 荒木COP10担当大使
 ・欧州委: ファンケンベルグ環境総局長
 ・EU: スコウヴリーグ環境大臣会合
 次期議長

2010年7月
小沢環境大臣
 ・ブラジル: テイシェイラ環境大臣
 ・メキシコ: エスピノザ外務大臣
 エルビラ環境大臣
 ・米国: イノウエ上院議員

2010年7月
 大谷環境大臣政務官
 ・インドネシア: グスティ環境大臣

2010年6月
 大隅外務省地球環境課企画官
 ・ナミビア環境・観光省

2010年5月
 荒木COP10担当大使
 ・インド: ラメシュ森林環境大臣
 ファルーキ森林環境省
 次官補

2010年5月
 大隅外務省地球環境課企画官
 ・ブラジル: 環境省、外務省
 ・ペルー: 環境省、先住民人材開発庁
 競争・知的所有権保護庁

